

企業版ふるさと納税型特定非営利活動促進事業に関するQ & A

1. 企業版ふるさと納税制度及び企業版ふるさと納税型特定非営利活動促進事業について

Q 1 企業版ふるさと納税制度とは何か。

A 1 地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄付について、法人関係税を税額控除できる仕組みです。(適用期限：令和9年3月まで)

制度のポイントとしては、企業が寄付しやすいよう、法人関係税について税額控除による軽減効果があり、寄付額の下限は10万円と低めに設定されています。また、寄付額は事業費の範囲内とすることが必要であり、さらに、寄付企業への経済的な見返りは禁止されています。

制度を活用する企業のメリットは、前述のように法人関係税の税額控除を受けられることに加え、社会貢献をすることによる企業としてのPR効果があります。

Q 2 これまでも、特定非営利活動促進事業において企業からの寄付は受け入れていたが、企業版ふるさと納税型特定非営利活動促進事業を活用することで企業にとってどのように変わるのか。

A 2 そもそも地方公共団体への寄付は全額が損金算入されることから、これまでも特定非営利活動促進事業に対する企業からの寄付は、全額損金算入により寄付額の約3割の税額軽減効果がありました。

企業版ふるさと納税制度においては、10万円以上の寄付をした場合、さらに寄付額の最大6割が税額控除されることから、合計して約9割の法人関係税が軽減されることになり、企業にとって大きなメリットとなります。

ただし、本社が所在する地方自治体への寄付や、10万円未満の寄付は、企業版ふるさと納税制度対象とならず、これまで通りの損金算入の効果のみとなりますのでご注意ください。(本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。)

【特定非営利活動促進事業への寄付の場合】(R2年度～)

寄付額	
損金算入(約3割) 国税+地方税	(7割) 企業負担

【企業版ふるさと納税型特定非営利活動促進事業への寄付の場合】(R4年度～)

損金算入(約3割) 国税+地方税	(4割) 法人住民税+法人税	(2割) 法人事業税	(1割) 企業負担
税額控除			

法人住民税 寄付額の4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)
 法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄付額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
 法人事業税 寄付額の2割を税額控除(法人事業税額の20%が上限)

Q 3 特定非営利活動促進事業の場合と交付対象事業は異なるのか。

A 3 異なる点は主に以下の2点になります。

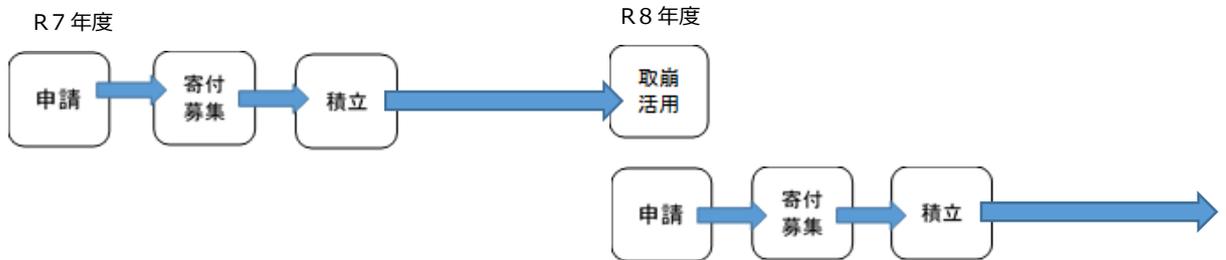
① 事業の実施年度

特定非営利活動促進事業は、寄付を受けた年度に NPO 法人が実施する事業に充当することとしておりますが、企業版ふるさと納税型特定非営利活動促進事業の場合は、寄付を受けた翌年度に NPO 法人が実施する事業に充当するものとします。

【特定非営利活動促進事業の流れ】



【企業版ふるさと納税型特定非営利活動促進事業の流れ】



② 事業の新規性

特定非営利活動促進事業においては事業の新規性を問いませんでしたが、企業版ふるさと納税型特定非営利活動促進事業の場合は、新規性のある事業に限定します。

新規性のある事業とは、これまで継続して実施してきた事業と異なる内容の事業を追加するもの（新規事業）だけではなく、継続事業を拡大するもの（拡充事業）も含まれます。

例 1 継続事業 こども食堂を週 2 回実施

新規事業 小学生を対象とした学習支援事業を実施【団体が新規で取り組む事業】

例 2 継続事業 こども食堂を週 2 回実施

拡充事業 こども食堂を週 1 回追加で実施【実施回数が増】

例 3 継続事業 小学生を対象とした学習支援事業を実施

拡充事業 中学生を学習支援事業の対象に追加して実施【対象者の拡大】

実施しようとする事業が新規性のある事業にあてはまるか迷われる場合は、申請の前に、市（協働推進課）までご相談ください。

Q4 「地域再生計画に位置付けられた事業」とはどういったものか。

A4 尼崎市まち・ひと・しごと創生推進計画に定められてる持続可能なまちづくりに向けた、以下の4つの政策分野に関わる事業を指します。なお、本事業については、工のまちの魅力の向上・発信の推進事業は必須とし、その他ア～ウまでの該当する政策分野がある場合は、複数選択していただきます。

- ア 子ども・子育て支援及び教育の充実を図る事業
- イ 生きがい・ささえあいのまちづくりの推進事業
- ウ 脱炭素社会の実現・地域経済の活性化の推進事業
- エ まちの魅力の向上・発信の推進事業

2. 交付対象事業の決定について

Q5 交付対象事業の決定はどのように行うのか。

A5 申請要件を満たしているかどうかを市で書類審査を行います。

ご提出いただく書類については、企業版ふるさと納税型特定非営利活動促進事業のご案内 P3 に記載の(1)~(7)になりますが、(4)~(7)については、特定非営利活動促進事業の申請の際に提出いただくものと同じ書類であることから、再度ご提出の必要はありません。ただし、申請内容が新規事業である場合は(7)のご提出をお願いいたします。

なお、ご提出いただいた実施計画書等については協議のうえ、修正等の依頼をさせていただく場合があります。

- (1) 交付申請書、(2) 実施計画書、(3) 収支計画書、(4)直近年度の事業報告書等の写し、
(5) 定款の写し、(6) 団体の活動概要が分かる資料、(7) 市HP等掲載のための写真データ)

Q6 申請期限はいつからいつまでか。申請から決定までに要する期間は。

A6 本事業では、申請要件に、「事業申請年度と同年度に実施する『特定非営利活動促進事業』の交付対象事業の決定を受けた団体」とあります。これは、本事業の対象事業は新規性を求められることから、まずは、継続事業の内容を確認させていただく必要があることによります。そのため、始めに特定非営利活動促進事業の申請をしていただき交付対象事業の決定を受けた後に、企業版ふるさと納税型特定非営利活動事業の申請をしていただくこととなります。申請は随時受け付けておりますが、最終提出期限は10月31日（記載の日が閉庁日に当たるときは直前の開庁日）としております。

なお、協議のうえ修正等を行ったうえで申請を受け付けるため、事前相談なく提出期日にご提出されるのではなく、余裕をもってまずはお相談ください。また、申請後1か月以内を目途に交付対象事業決定の可否を通知する予定としております。

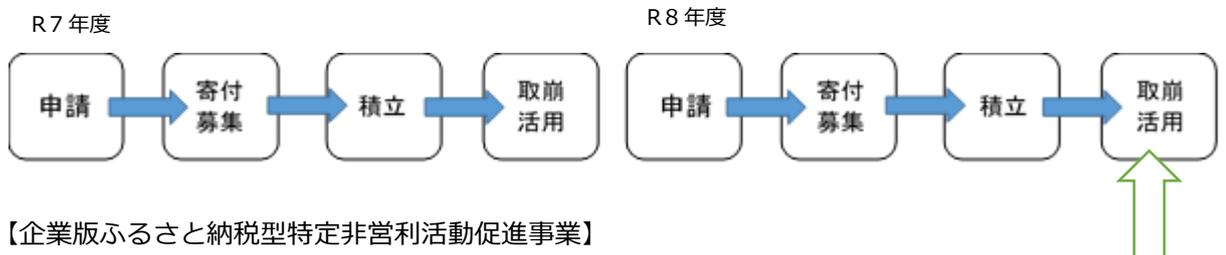
Q7 交付対象経費の考え方は特定非営利活動促進事業と同じか。

A7 経費の考え方は同じであり、申請していただく事業の実施にかかる直接的な経費で、NPO法に基づく特定非営利活動の事業実施に必要な経費が対象となります。

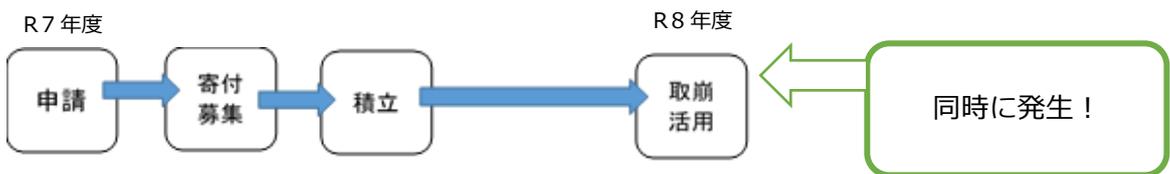
ただし、企業版ふるさと納税型特定非営利活動促進事業は、寄付のあった翌年度に使用する経費です。そのため、令和8年度は、特定非営利活動促進事業として使用する経費と、企業版ふるさと

と納税型特定非営利活動促進事業として使用する経費の両方が発生することになります。実績報告書はそれぞれご提出いただくことになるので、経費は区別して管理し、区分けが困難な経費は、合理的と思われる案分基準を設定いただいて、案分を行った上で計上してください。

【特定非営利活動促進事業】



【企業版ふるさと納税型特定非営利活動促進事業】



Q8 交付対象となる事業の実施期間等について制約はあるのか。

A8 寄付のあった翌年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）の間に実施する事業になります。

3. 交付額について

Q9 交付対象事業として通知されれば、どのくらいの交付金が受けられるのか。

A9 交付申請をしていただき、市から交付対象事業として通知されただけでは、交付額はありません。交付額は、交付対象事業として通知された後に、企業から市に対して、NPO法人を希望して寄付いただいた額を一つの基準とするため、特定非営利活動促進事業と同様、各NPO法人において事業のPR等をしていただく必要があります。

Q10 寄付が多い団体ほど交付金が多くなると考えてよいのか。

A10 お見込みのとおりです。ただし、事業費の範囲内でしか交付できませんのでお気をつけください。

Q11 企業から申し出のあった寄付額が交付申請額を超過する場合、超過分の取扱いはどうなるのか。

A11 寄付者のご意向にこたえるためにも、まずは事業計画を増額変更することをNPO法人に検討していただき、交付をしたいと考えています。（増額変更の申請は、事業申請年度の12月25日（記載の日が閉庁日に当たるときは直前の開庁日）まで）

しかしながら、事業計画の増額変更にも、金額や時期等により限度があると思いますので、更に超過した場合は、同一のNPO法人が事業実施年度の翌年度までに行う事業に充当していただくことを想定しています。これ以降は、要綱で定められた積立期間を超えることから、原則、他のNPO

法人が実施する事業へ充当することになりますので、2年間で活用できる額を限度に、寄付の受け入れを行っていただきたいと考えております。

Q12 交付金は、寄付のあった年度には交付されないのか。

A12 いただいた寄付は、一旦、市の特定非営利活動促進基金に積み立てるものとなっている中、企業版ふるさと納税制度においては、積み立てた年度に寄付を取り崩すことは不可となっていることから、その翌年度に取り崩して交付いたします。寄付のあった翌年度の7月に交付決定通知を送付致しますので、請求書を提出していただき、8月に交付を行います。

Q13 交付金は寄付のあった翌年度8月交付とのことだが、交付月を変更することは可能か。

A13 原則、要綱別表3に定める期日以外の交付は想定しておりません。

Q14 寄付金の状況について、NPO法人とどの程度情報共有を行うのか。

A14 寄付金は市に対する寄付となるのですが、その本質は、寄付者が支援したいNPO法人を希望できる制度であることから、できる限り寄付金の状況をお知らせしたいと考えております。

寄付を受ける年度においては年2回（交付対象事業決定～11月末までの寄付を12月上旬、寄付確定額を1月下旬）寄付実績額についてお知らせいたします。その他、寄付状況を確認したい場合は協働推進課までご連絡いただきましたら対応させていただきます。

Q15 数年後に大きな事業の予定があるため、そのための寄付を募集することは可能かどうか。

A15 本事業では、原則寄付のあった翌年度に活用していただくこととしています。これはもともと企業版ふるさと納税制度が、集まった寄付金を長期間、市の基金に積み立てておくことを想定していないことによります。そのため、数年後の事業に活用するために寄付を募集することはいたしません。

Q16 事業実施年度の8月に交付された交付金について、事業の一部をやむを得ない理由により中止したことで交付金が余ってしまった場合、余った交付金はどうなるのか。

A16 実施事業年度の翌年度4月10日（記載の日が閉庁日に当たるときは直前の開庁日）までにご提出いただく実績報告書において、やむを得ない理由により、実際に使用した経費が交付済額を下回っていた場合は、差額を市に返還していただき、その額を翌年度に繰り越しいたします。基金に積み立てておける期間は、寄付のあった翌々年度までとなっておりますので、それまでに活用していただくことになります。

4. 寄付金について

Q17 寄付の方法は、どうすれば良いのか。

A17 寄付は市が指定する様式「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附申出書（様式第1号）」に記入いただき、市（協働推進課）にご提出ください。

入金方法は、現金持参、納付書払い、口座振替（要手数料）があります。

Q18 寄付金の額に制限はあるのか。

A18 企業版ふるさと納税の制度上、寄付額の下限は10万円となっております。

また、寄付額は事業費の範囲内とすることが必要であることから、事業計画で記載いただいた事業費を大きく上回る寄付額を受け入れることはできません。

Q19 寄付の募集について、市はどの程度実施してくれるのか。

A19 特定非営利活動促進事業と同様、寄付の募集について市は原則行いませんが、寄付の受付のため、市のホームページに各NPO法人の事業内容について公表させていただきます。寄付の募集と事業の広報については、各NPO法人が積極的に行ってください。

5. 実績報告書の提出について

Q20 交付対象事業が完了したが、すぐに実績報告書を提出しても良いか。

A20 実績報告書については、事業実施後、2月1日から4月10日（記載の日が閉庁日に当たるときは直前の開庁日）までの間に提出してください。

6. その他

Q21 企業に対し、返礼品の送付は可能か。

A21 企業版ふるさと納税制度においては、企業への経済的な見返りは禁止されていることから、市から返礼品は送付いたしません。

Q22 企業版ふるさと納税制度を活用することは、特定非営利活動促進事業の趣旨と合致しているのか。

A22 特定非営利活動促進事業は、顔の見える関係づくりとして、地域で活動するNPO法人がまずは近隣の方々とのつながっていただくことを目指すとともに、例えば遠方に在住しており本市のNPO法人についてこれまであまり知らなかった方も、この事業をきっかけに寄付者となることで、新たなつながりが生まれることを目指しております。

今回、企業版ふるさと納税制度を導入するにあたっては、制度の寄付下限の10万円を交付対象事業の要件とすることで、少しでも多くのNPO法人が本事業を通して企業とつながっていただき

たいと考えており、さらに NPO 法人の活動に賛同した企業とパートナーシップを築くきっかけになればと考えております。

Q23 企業であれば寄付が可能なのか。

A23 本社が尼崎市に所在する場合は本制度の寄付として受付ができません。また、本制度は法人税の対象となる法人からの寄付を対象としておりますので、個人事業主からの寄付は不可となります。

Q24 寄付企業名は公表しないといけないのか。

A24 税制改正に伴い、原則公表していただく必要があります。どうしても公表できない理由がある場合は、事前に市（協働推進課）までご相談いただくよう、企業へお伝えください。

以 上